

## ガソリンの容器に詰替え販売における本人確認等に関する事項について

令和元年12月20日、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第67号）が公布され、販売事業所は、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成が義務となりました（令和2年2月1日施行）。

### 【本人確認を行うことができる書類の例】

運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等・公的機関が発行する写真付きの証明書  
※一定条件により、本人確認の書類提示を省略できる場合があります。

### 【以下をクリックすると総務省HPに移行します】

- ・ 消防危第186号危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の交付について  
[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/191220\\_kiho\\_186.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/191220_kiho_186.pdf)  
(令和元年12月20日) PDF 118 kb
- ・ 消防危第197号ガソリンを容器に詰替えるときの確認等の運用要領について  
[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/items/gasoline\\_tutatsu08.pdf](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/items/gasoline_tutatsu08.pdf)  
(令和元年12月20日) PDF 481 kb
- ・ 給油取扱所事業所向けリーフレット (PDF 779 kb)
- ・ ガソリンを容器で購入する顧客向けリーフレット (PDF 970 kb)  
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/tutatsu.html>